

障 第 2307号

令和2年11月2日

障がい福祉施設等 管理者 様

倉敷市障がい福祉課長

倉敷市被災状況報告書の送付について（通知）

このことについて、災害による被害があった場合には、その都度報告をしていただいておりますが、この度、様式を統一しました。

については、今後使用していただく報告書を送付しますので、記入例を参考に、施設名等を事前に記入し、災害時には、早急に報告書を作成し、市に送付できるよう準備をお願いします。

記

1 対象施設・事業所

障害者支援施設，生活介護事業所，短期入所事業所，自立訓練事業所，就労移行支援事業所，就労継続支援事業所，共同生活援助事業所，児童発達支援センター，児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所

2 報告書の送付先

報告書に記載している送付先にFAX，又はEメールで送付してください。ただし，FAXやEメール等の通信手段が遮断されている場合は，電話など他の手段により報告をお願いします。

3 報告が必要な場合

- (1) 震度5強以上の地震の場合は，被害がない場合でも報告してください。
- (2) 震度5弱以下の地震の場合，及びその他の災害の場合は，被害（軽微な物的被害を除く。）が発生した場合のみ報告してください。
- (3) 第1報の報告後，被害状況又は対応状況に変化があった場合は，再度報告してください。

(4) 多機能型事業所の場合は、1枚の報告書にまとめてください。ただし、併設型短期入所事業所の場合は、本体施設とは別に、報告してください。(例：障害者支援施設に短期入所事業所を併設している場合、それぞれ(計2枚)報告書を作成し、報告してください。)

4 その他

記入は、手書きで構いません。

【お問合せ先】

倉敷市障がい福祉課事業所指導室

電話：086-426-3287